那覇地方裁判所委員会　（第４１回）　議事概要

１　開催日時

令和７年１０月１７日（金）午後２時から午後３時３０分まで

２　場所

那覇地方裁判所大会議室

３　テーマ

裁判員裁判の広報のあり方について

４　出席者（委員は五十音順、敬称略）

（委員）安里学、石井寛也、伊佐強、内栫博信、太田博一
小畑和彦、崎間恒哉、佐久本学、柴田義明（委員長）
高良利香、大門雅子、西尾洋介

（説明者）那覇地方裁判所刑事訟廷管理官
那覇地方裁判所事務局総務課課長補佐

（参列者）事務局長、民事首席書記官、刑事首席書記官、事務局次長

（事務担当者）総務課長、総務課課長補佐、総務課広報係

５　議事

(1) 各委員の自己紹介

(2) 前回の那覇地方裁判所委員会の振り返り

総務課長から前回の那覇地方裁判所委員会（テーマ：那覇地方裁判所における働き方改革について）での意見交換を踏まえた那覇地方裁判所における取組状況について説明した。

(3) 今回のテーマに関する説明

刑事訟廷管理官及び総務課課長補佐から「裁判員制度と、その広報活動」に関する説明と法廷の案内を行った。

(4) 意見交換

（発言者の表示：●委員長、○学識経験者委員、◎法曹委員、◆裁判所委員、□説明者）

● 今回のテーマについて、各委員の所属組織での裁判員制度についての実情や当庁の広報活動に対するご意見を賜りたい。

○ 過去に裁判員裁判に選任された社員がいたが、後ろ向きだったことから、会社として参加するよう促したことがあった。

１週間、２週間と連続して拘束されるイメージが強く、不安感があったので、広報活動で審理期間についても触れたほうが会社としても参加を促しやすい。

また、裁判員経験者に対して話を聞きたいが、守秘義務があると聞いているので、会社として裁判員経験者にどのような配慮をしたらよいのか気になる。

● 裁判員の守秘義務として、評議の内容等は外で話すことができないが、裁判員裁判に参加したこと自体の感想については話していただいても問題はない。

◆ 裁判の日程については、多くの方が広く参加できるよう一定の配慮をしている。裁判の内容に争いがあるかないかなどによって審理の日程にも影響があり、短くて３日、長いと６日、７日やそれ以上の日程もあり得るが、この日程を連続して行うと参加する裁判員の生活や仕事に支障が出るので、裁判所としては、例えば、審理期間が５日間の場合、一週間の平日５日のうち裁判の日程を入れるのは４日くらいにとどめ、残り１日はそれぞれの場所で過ごしてもらい、残りの審理は翌週に行う日程を組むような工夫をしている。

○ 過去に参加した職員は、参加するまでは不安がっていたが、戻ってきたら満足感があったようだった。

○　当社では有休とは別に公休という制度があり、その公休を使用して裁判員裁判に参加した社員がいる。

○　裁判員に参加するにあたり、大きい会社などは裁判員裁判にも利用できる休暇制度があり参加しやすいようだが、沖縄は小さな会社も多く、職務規定上明確に定められていなくて参加が難しいところがある。

●　企業の規模やそれぞれの事情があるので、裁判員休暇制度を導入するのが困難な企業等があることは理解している。

裁判員裁判は幅広い方々に参加していただくことに意義があるので、裁判員制度の理解を深めていただき、企業の実情に応じ参加しやすい環境を整えていただけるとありがたい。

●　当社にも裁判員に選ばれた社員がいた。裁判員に参加するにあたり休暇の形態を確認していないので詳細を報告できないが、組合との間で新たに「裁判員休暇制度」の創設について検討している。

裁判員に選ばれた方々の職業別の休暇の取得方法は確認できるか。

◆　裁判員の自己紹介の中で、自分は会社員であるといった具体的な話まで出ることはほとんどないので、裁判員から休暇取得に関する情報が入ることはない。

□　裁判所では、裁判員に選ばれた方の職業の情報までは把握していないというのが実情である。

○　県の休暇制度について紹介すると、裁判員として参加する場合は特別休暇を使用して必要な日数や時間休を取得することになる。

仮に裁判員として出頭する場合、時間休で対応したいときに事前に申告する必要があることから、審理時間を事前に把握できるのか確認したい。

◆　事後的に出頭証明書を発行している。これについては時間単位の証明書も出すことができる。

○　候補者名簿について質問がある。過去に私自身が候補者に選ばれたが、そのあと何も連絡がなかった。候補者として選ばれたが、裁判員として参加できなかった人の割合はどうなっているか。

□　候補者名簿に登載されたけれども、裁判所から呼び出しがなかった割合については、数値を把握しておらず、その１年間にどのくらいの件数の公判が行われるか次第なので、一概には言えない。

○　選ばれた候補者の中には連絡がとれない者もいるのではないか。その名簿の更新はどのようになっているのか。

□　候補者名簿は市町村に依頼して毎年更新している。

○　広報活動について、裁判員制度については耳にはしているが詳しい説明等を聞きたいので、職業団体の協会等の団体に出張してセミナー等を企画できないか。

●　検討させていただきたい。

◎　冒頭での総務課課長補佐による説明の中で、職員が学校に出向いて裁判員裁判に関する出前講義を行ったと聞いたが、どこの学校で行ったのかお聞きしたい。

●　校名は差し控えるが、令和５年度は中学校からの要請があって行ったが、令和６年度は諸般の事情により中止となった。

◎　ぜひ、今後も出前講義を企画していただきたい。

弁護士会も似たような取組を行っていて、参加者からいい経験だったと感想をいただいているところで、裁判所とも連携していきたい。

●　出前講義については非常に効果があるというご意見をいただいたので今後も前向きに検討していきたい。

◎　検察庁は、これまでも法曹三者で行うような行事には協力させていただいているが、今後も協力していきたい。

●　裁判所では、夏休みこども見学会を検察庁、弁護士会にもご協力い

ただいて行っている。

今後もお願いしたい。

◎　広報に関して、私は弁護士として相談を受けているところ、相談者は民事であっても裁判という言葉を聞いたとたん、心理的な負担感を強いられる。それが刑事の裁判員裁判となると自分が想像の付くところではないということで不安感が大きい。

その不安感を払しょくするような案内ができないか。

○　裁判員候補者に郵送する封筒のデザインに威圧感があるので、もう少し柔らかい感じで作成したほうが良い。

○　裁判所が候補者等に対して通知等をしたにもかかわらず、参加・不参加の回答が返ってこない人の年代の情報はあるのか。

□　年代の把握は行っていないが、回答しない人は各年代にわたりまんべんなくいると思われる。

○　封筒を開封していない人もいるのか。

□　その点はわからない。

○　裁判員制度の周知が徹底されていないので、方策としてドラマを作成して放映してはどうか。

○　映像の力は大きいことから、裁判員目線での模擬裁判を行い、裁判員裁判の過程を映像化して、広報活動に利用することも考えられる。

○　先ほど、裁判員裁判についてドラマ等で広報してはどうか、という意見があったとおり、紙メディアだけでなく、選任の時期にSNSや映像等で広報することも有効と考える。

●　本日は、参加した全委員から貴重なご意見をお聞かせいただいた。本日いただいた意見等を踏まえ、裁判員制度の広報のあり方を検討させていただきたい。

以　上